



三重県公報

令和7年3月18日（火）

第 600 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
11	私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	(私 学 課)	3
	公 安 委 規 則		
2	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	4
3	公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	25
	告 示		
153	私立学校振興助成法第14条第2項の規定に基づく計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査	(私 学 課)	25
154	私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項を廃止する告示	(同)	25
155	私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類	(同)	25
156	三重県私立学校審議会委員の定数の一部を改正する告示	(同)	26
157	三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金の承認	(文 化 振 興 課)	26
158	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の廃止の届出	(農産物安全・流通課)	35
159	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	(水 産 振 興 課)	36
160	同件	(同)	36
161	同件	(同)	36
162	同件	(同)	36
163	同件	(同)	36
164	同件	(同)	37
165	同件	(同)	37
166	同件	(同)	37
167	同件	(同)	37
168	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	37
169	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(同)	37
	公 告		
	予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師	(感 染 症 対 策 課)	38
	同件	(同)	47
	同件	(同)	47
	予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回	(同)	48
	林業種苗法の規定による生産事業者の登録	(森林・林業経営課)	51
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	51
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	51
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	51
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(管 財 課)	52

正 誤

令和7年2月21日付け三重県公報第593号

(法 務 ・ 文 書 課) 53

規 則

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第十一号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（昭和二十五年三重県規則第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（寄附行為認可申請書の添付書類等） 第二条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）<u>第三条第五項第三号</u>（同省令第五十六条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 二 （略） 2 私立学校法施行規則<u>第三条第五項</u>（同省令第五十六条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める日は、当該学校法人等の設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を開設しようとする年度の前年度の五月三十一日とする。 （寄附行為変更認可申請書の添付書類等） 第三条 私立学校法施行規則<u>第四十四条第一項第三号</u>（同省令第五十六条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 二 （略） 2 私立学校法施行規則<u>第四十四条第六項</u>の所轄庁の定める日は、当該学校法人が新たに私立学校を開設し、又はその設置している私立学校に新たに課程等を設置しようとする年度の前年度の五月三十一日とする。 （私立学校等の設置認可申請手続） 第四条 学校教育法第四条（同法第二百三十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百三十条第一項の規定により私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置についての認可の申請をしようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添え、当該学校を開設しようとする年度の前年度の五月三十一日までに知事に申請しなければならない。 一 八 （略） 九 その他知事が必要と認める書類 （収容定員に係る学則の変更認可申請手続） 第五条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）<u>第二十三条第一項第十二号</u>の規定による収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書に学校教育法施行規則第五条第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、当	（寄附行為認可申請書の添付書類等） 第二条 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）<u>第二条第五項第三号</u>（同省令第八条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 二 （略） 2 私立学校法施行規則<u>第二条第五項</u>（同省令第八条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める日は、当該学校法人等の設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を開設しようとする年度の前年度の五月三十一日とする。 （寄附行為変更認可申請書の添付書類等） 第三条 私立学校法施行規則<u>第四条第一項第三号</u>（同省令第八条において準用する場合を含む。）の所轄庁の定める書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 二 （略） 2 私立学校法施行規則<u>第四条第六項</u>の所轄庁の定める日は、当該学校法人が新たに私立学校を開設し、又はその設置している私立学校に新たに課程等を設置しようとする年度の前年度の五月三十一日とする。 （私立学校等の設置認可申請手続） 第四条 学校教育法第四条（同法第二百三十四条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百三十条第一項の規定により私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の設置についての認可の申請をしようとする者は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添え、当該学校を開設しようとする年度の前年度の五月三十一日までに知事に申請しなければならない。 一 八 （略） （収容定員に係る学則の変更認可申請手続） 第五条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）<u>第二十三条第十一号</u>の規定による収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、認可申請書に学校教育法施行規則第五条第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、当該収容

該収容定員を変更しようとする年度の前年度の五月三十一日までに、知事に申請しなければならない。 一〜六（略） （私立学校審議会の名称）	定員を変更しようとする年度の前年度の五月三十一日までに、知事に申請しなければならない。 一〜六（略） （私立学校審議会の名称）
第八条 私立学校法第八条第一項の規定に基づく県の私立学校審議会の名称は、三重県私立学校審議会（以下「審議会」という。）とする。	第八条 私立学校法第九条第一項の規定に基づく県の私立学校審議会の名称は、三重県私立学校審議会（以下「審議会」という。）とする。

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年三月十八日
三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第二号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（緊急自動車の運転資格の審査申請等） 第十二条の四（略） 2 前項に規定する審査は、三重県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）において行うものとし、審査の日時は、別に定める。 3 第一項に規定する審査に合格した者が運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損して免許証等の再交付を受けた場合又は緊急自動車の運転資格を有する者が免許証等に当該資格を有する旨の記載又は記録を必要とする場合は、使用者を通じて緊急自動車運転資格記載等申請書（第十二号様式の三）を公安委員会に提出しなければならない。 （安全運転管理者等の選任の届出） 第十七条 法第七十四条の三第五項の規定による選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（第十三号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（第十三号様式の二）に安全運転管理者等に係る次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一・二（略） 三 自動車運転経験期間の証明書又は免許証の写し若しくは特定免許情報が記載された書面（副安全運転管理者の届出の場合に限る。） 四・五（略） 2（略） （免許の条件の変更等）	（緊急自動車の運転資格の審査申請等） 第十二条の四（略） 2 前項に規定する審査は、三重県警察本部交通部運転免許センター 運転免許試験課 において行うものとし、審査の日時は、別に定める。 3 第一項に規定する審査に合格した者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損して運転免許証の再交付を受けた場合又は緊急自動車の運転資格を有する者が 運転免許証 に当該資格を有する旨の記載を必要とする場合は、使用者を通じて緊急自動車運転資格記載申請書（第十二号様式の三）を公安委員会に提出しなければならない。 （安全運転管理者等の選任の届出） 第十七条 法第七十四条の三第五項の規定による選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書（第十三号様式）又は副安全運転管理者に関する届出書（第十三号様式の二）に安全運転管理者等に係る次の各号に掲げる書類 等 を添えなければならない。 一・二（略） 三 自動車運転経験期間の証明書又は 運転免許証 の写し（副安全運転管理者の届出の場合に限る。） 四・五（略） 2（略） （免許の条件の変更等）

第三十二条 法第九十一条の規定により自動車等を運転するについて必要な条件（自動車等の種類を限定したものを除く。）を付された者で、その条件の解除又は変更を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、現に受けている免許に係る<u>免許証等</u>を提示し、かつ、限定解除（条件変更）審査申請書（第二十一号様式）を提出しなければならない。 2 （略） （再交付申請書等の申請用写真の省略）	第三十二条 法第九十一条の規定により自動車等を運転するについて必要な条件（自動車等の種類を限定したものを除く。）を付された者で、その条件の解除又は変更を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、現に受けている免許に係る<u>免許証</u>を提示し、かつ、限定解除（条件変更）審査申請書（第二十一号様式）を提出しなければならない。 2 （略） （再交付申請書等の申請用写真の省略）
第三十三条 府令第二十一条第六項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許センター又は警察署に同条第二項の再交付申請書を提出する場合（仮免許に係る免許証の再交付を申請する場合を除く。）とする。</u>	第三十三条 府令第二十一条第三項の公安委員会規則で定める場合は、<u>三重県警察本部交通部運転免許センター</u>（以下「<u>運転免許管理課</u>（以下「<u>運転免許管理課</u>」という。））又は警察署に同条第二項の再交付申請書を提出する場合（仮免許に係る免許証の再交付を申請する場合を除く。）とする。
2 府令第二十一条の二第三項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許センター又は警察署に同条第一項の特定免許情報記録申請書を提出する場合とする。</u>	
3 府令第二十一条の九第三項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許センター又は警察署に同条第一項の運転免許証交付申請書を提出する場合とする。</u>	
4 府令第二十九条第三項（府令第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許センター又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。</u>	2 府令第二十九条第三項（府令第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許管理課又は警察署に同条第一項の更新申請書を提出する場合とする。</u>
5 府令第三十条の七第四項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許センター又は警察署に同条第一項の申請書を提出する場合とする。</u> （運転経歴証明書交付等申請書の様式等）	3 府令第三十条の九第三項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許管理課又は警察署に同条第一項の申請書を提出する場合とする。</u> （運転経歴証明書交付申請書の様式等）
第三十三条の二 府令第三十条の八第一項の公安委員会規則で定める<u>運転経歴証明書交付等申請書は、運転経歴証明書交付等申請書（第二十一号様式の三）とする。</u>	第三十三条の二 府令第三十条の十第一項の公安委員会規則で定める<u>運転経歴証明書交付申請書は、運転経歴証明書交付申請書（第二十一号様式の三）とする。</u>
2 府令第三十条の八第二項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許センター又は警察署に前項の運転経歴証明書交付等申請書を提出する場合（代理人が行う場合を除く。）とする。</u>	2 府令第三十条の十第二項の公安委員会規則で定める場合は、<u>運転免許管理課又は警察署に前項の運転経歴証明書交付申請書を提出する場合（代理人が行う場合を除く。）とする。</u>
3 府令第三十条の八第一項の申請に併せて<u>運転経歴証明書</u>を返納しようとするときは、<u>府令第三十条の十二第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。</u>	
4 府令第三十条の八第一項の申請に併せて<u>運転経歴情報記録の抹消を受けようとするときは、府令第三十条の十六第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。</u> （運転経歴証明書の記載事項の<u>変更等</u>に係る届出書の様式）	（運転経歴証明書の記載事項の<u>変更</u>に係る届出書の様式）
第三十三条の三 府令第三十条の十第二項及び第三十条の十五第二項の公安委員会規則で定める届出書は、<u>運転経歴証明書記載事項変更等届（第二十一号様式の四）とする。</u>	第三十三条の三 府令第三十条の十二第二項の公安委員会規則で定める届出書は、<u>運転経歴証明書記載事項変更届（第二十一号様式の四）とする。</u>

(運転経歴証明書再交付申請書の様式等) 第三十三条の四 府令第三十条の十一第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書(第二十一号様式の五)とする。 2 府令第三十条の十一第二項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許センター又は警察署に前項の運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合(代理人が行う場合を除く。)とする。 3 府令第三十条の十一第一項の申請に併せて運転経歴情報の記録を受けようとするときは、府令第三十条の八第一項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。 4 府令第三十条の十一第一項の申請に併せて運転経歴情報記録の抹消を受けようとするときは、府令第三十条の十六第二項の規定にかかわらず、第一項の申請書にその旨を記載して行うものとする。 (運転経歴証明書返納届の様式) 第三十四条 府令第三十条の十二第二項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届は、運転経歴証明書返納届(第二十一号様式の六)とする。 (運転経歴情報抹消届の様式) 第三十五条 府令第三十条の十六第二項の公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届は、運転経歴情報抹消届(第二十一号様式の七)とする。	(運転経歴証明書再交付申請書の様式等) 第三十三条の四 府令第三十条の十三第一項の公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付申請書(第二十一号様式の五)とする。 2 府令第三十条の十三第二項の公安委員会規則で定める場合は、運転免許管理課又は警察署に前項の運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合(代理人が行う場合を除く。)とする。
	第三十四条 削除 第三十五条 削除

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

区分	提出する書類	経由先
一	第八条に規定する信号機設置、管理申請書	当該信号機の設置場所を管轄する警察署長
二	府令第五条の四に規定する遠隔操作型小型車使用届出書	三重県警察本部交通部交通規制課長
三	府令第八条の五に規定する制限外牽引の許可申請書	当該自動車の出発地を管轄する警察署長
四	府令第九条の十六に規定する標章除去申請書	当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
	第十一条に規定する緊急自動車指定申請書、緊急自動車指定証記載事項変更届、緊急自動車指定証再交付申請書及び緊急自動車指定証返納届	
	第十二条に規定する緊急自動車届出書、緊急自動車届出確認証記載事項変更届、緊急自動車届出確認証再交付申請書及び緊急自動車届出確認証返納届	
	第十二条の二に規定する道路維持作業用自動車届出書、道路維持作業用自動車届出確認証記載事項変更届、道路維持作業用自動車届出確認証再交付申請書及び道路維持作業用自動車届出確認証返納届	
	第十二条の三に規定する道路維持作業用自動車指定申請書、道路維持作業用自動車指定証記載事項変更届、道路維持作業用自動車指定証再交付申請書及び道路維持作業用自動車指定証返納届	
	第十七条及び第十八条に規定する安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する届出書	
五	第十九条に規定する安全運転管理者等資格認定申請書	三重県警察本部交通部交通企画課長
	第二十一条に規定する安全運転管理教習申請書	

六	府令第九条の二十に規定する特定自動運行許可申請書	三重県警察本部交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）
	府令第九条の二十三に規定する特定自動運行計画変更許可申請書	
	府令第九条の二十五に規定する特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書	
	第二十三条の五に規定する許可証返納届出書	
	府令第十八条の二の三に規定する技能検査申請書	
	府令第二十八条の四に規定する再試験受験申込書	
	府令第二十九条の二の二に規定する経由申請書	
	府令第三十一条の五に規定する自動車教習所の届出書	
	府令第三十五条に規定する指定自動車教習所の指定申請書	
	第十二条の四に規定する緊急自動車運転資格審査申請書及び緊急自動車運転資格記載等申請書	
	第三十七条の二に規定する取消処分者講習受講申請書	
	第三十七条の四に規定する大型車講習等受講申出書	
	第三十七条の五に規定する大型二輪車講習等受講申出書	
七	第三十七条の八に規定する旅客車講習受講申出書	運転免許センター長又は当該申請等をする者の住所を管轄する警察署長
	第三十七条の九に規定する応急救護処置講習受講申出書	
	第三十七条の十二に規定する違反者講習受講申出書（社会参加活動を含む講習）及び違反者講習受講申出書（社会参加活動を含まない講習）	
	府令第十七条に規定する運転免許申請書	
	府令第十八条の五に規定する限定解除審査申請書	
	府令第十八条の六に規定する運転免許条件申請書	
	府令第二十条に規定する運転免許証記載事項変更届	
	府令第二十一条に規定する運転免許証再交付申請書	
	府令第二十一条の二に規定する特定免許情報記録申請書	
	府令第二十一条の五に規定する運転免許証返納届	
	府令第二十一条の八に規定する免許情報記録抹消届	
	府令第二十一条の九に規定する運転免許証交付申請書	
	府令第二十九条に規定する運転免許証等更新申請書（法第九十五条の六第一項の表の備考一のロに規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）に係る申請を除く。）	
	府令第二十九条の二に規定する特例更新申請書（優良運転者に係る申請を除く。）	
	府令第三十条の七に規定する運転免許取消申請書	
	府令第三十七条の九に規定する国外運転免許証交付申請書	
	第三十二条に規定する限定解除審査（条件変更）申請書	
	第三十三条の二に規定する運転経歴証明書交付等申請書	
	第三十三条の三に規定する運転経歴証明書記載事項変更届	
	第三十三条の四に規定する運転経歴証明書再交付申請書	
	第三十四条に規定する運転経歴証明書返納届	
	第三十五条に規定する運転経歴情報抹消届	
	第三十七条の三に規定する受講申出書	
	第三十七条の七に規定する原付講習受講申出書	
	第三十七条の十に規定する更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（優良運転者講習）、更新時講習受講申請書（一般運転者講習）、更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（一般運転者講習）、更新時講習受講申請書（違反運転者講習）、更新時講習（特	

	定失効者・特定取消処分者）受講申請書（違反運転者講習）、更新時講習受講申請書（初回更新者講習）及び更新時講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（初回更新者講習）	
□	第三十七条の十四に規定する特定任意講習受講申込書、特定任意講習受講者名簿及び特定任意講習受講申請書	
八	府令第二十九条に規定する運転免許証等更新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）	運転免許センター長又は警察署長
	府令第二十九条の二に規定する特例更新申請書（優良運転者に係る申請に限る。）	
	第三十七条の十に規定する更新時講習受講申請書（優良運転者講習）	
	第三十七条の十一に規定する高齢者講習受講申請書（実車指導を含む講習）、高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含む講習）、高齢者講習受講申請書（実車指導を含まない講習）及び高齢者講習（特定失効者・特定取消処分者）受講申請書（実車指導を含まない講習）	
	第三十七条の十二に規定する若年運転者講習受講申出書	
	第三十七条の十五に規定する認知機能検査受検申出書	
	第三十七条の十六に規定する運転技能検査受検申出書	
九	その他の申請及び届出等の書類	当該申請等をする者の住所を管轄する警察署長

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第三（第十三条の二関係）			別表第三（第十三条の二関係）		
区分	路線名	区間	区分	路線名	区間
一 、 三八	(略)	(略)	一 、 三八	(略)	(略)
三九	一般国道 四七五号	三重県いなべ市北勢町阿下喜字 北河原五六番二から三重県四日市 市北山町字中ノ山一九〇九番二四 まで	三九	一般国道 四七五号	三重県いなべ市大安町大字高柳字 村前二〇九八番から三重県四日市市 北山町字中ノ山一九〇九番二四まで
四〇 、 三五九	(略)	(略)	四〇 、 三五九	(略)	(略)

第十二号様式の二及び第十二号様式の三を次のように改める。

第12号様式の2（第12条の4関係）

緊急自動車運転資格審査申請書																
年 月 日																
三重県公安委員会 殿																
氏名・生年月日													年 月 日			
住 所																
審査に係る 緊急自動車の種類			大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
			MT車							AT車						
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会													
	交付年月日		年 月 日				有効期限			年 月 日						
	免許証等番号		第 号													
	第一種 免 許	二・小・原	年 月 日													
		その他	年 月 日													
	第二種免許		年 月 日													
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車 の使用者			所在地													
			職 名													
			氏 名													

備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 「MT車」は、AT車以外の自動車をいう。

3 免許証等番号とは、免許証の番号又は免許情報記録の番号をいう。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第12号様式の3（第12条の4関係）

緊急自動車運転資格記載等申請書																	
年 月 日																	
三重県公安委員会 殿																	
氏名・生年月日											年 月 日						
記載申請の理由			1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()														
審査合格年月日			年 月 日														
審査公安委員会			公安委員会														
緊急自動車の種類			大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪														
			MT車							AT車							
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会		公安委員会														
	交付年月日		年 月 日				有効期限		年 月 日								
	免許証等番号		第 号														
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免許の条件																
緊急自動車 の使用者			所在地														
			職 名														
			氏 名														

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。
- 4 免許証等番号とは、免許証番号又は免許情報記録の番号をいう。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第十九号様式を次のように改める。

第19号様式（第30条関係）

運転免許試験合格取消通知書	
年 月 日	
(住所)	様
三重県公安委員会 印	
次の理由により、あなたの運転免許試験の合格を取り消したので通知します。	
合格を取り消した 運 転 免 許 試 験	
理 由	

備考 運転免許証を交付されているときは、直ちに当該免許証を返納すること。
免許情報記録個人番号カードを保有するときは、直ちに当該免許情報記録
個人番号カードを提示し、特定免許情報の抹消を受けること。

（規格 A 4）

第十一号様式を次のように改める。

第21号様式（第32条関係）

（表）

限定解除（条件変更） 審査申請書

☐ 技能審査合格証明書有

年 月 日 発行

三重県公安委員会 殿

申 請 種 別	1 限定解除 2 眼鏡等（補聴器）条件解除
申 請 年 月 日	年 月 日
フリガナ	生 年 月 日 電話番号（自宅・携帯等）
申 請 者 氏 名	年 月 日
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件	

現に受けている免許	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	本（国）籍														
	住 所														
	免許証番号					有効	年 月 日 交付		年 月 日		公安委員会				
	免許情報記録番号					有効	年 月 日 記録		年 月 日		公安委員会				
	二小原	年 月 日	免許の種類							備考					
	その他の	年 月 日													
二種	年 月 日														
運転者区分															
照会番号															
条 件															

受審番号	合格後の条件

備考欄

視力	裸眼				矯正				視野	右	深視力	1回 2回 3回 計	cm	聴力	適否	特記事項	検査者	点検欄
	右	0.1	0.3	0.5	右	0.1	0.3	0.5										
	左	0.1	0.3	0.5	左	0.1	0.3	0.5										
	両	0.5	0.7	0.8	両	0.5	0.7	0.8										

（規格A 4）

(裏)

証紙等 確認欄					
	(収入証紙は別に定められた納付書に貼り、この欄には貼らないこと)				

第111号様式の三から第111号様式の五までを次のように改める。

第21号様式の 3 （第33条の 2 関係）

運転経歴証明書交付等申請書

三重県公安委員会 殿

申 請 年 月 日	年 月 日		
フリガナ		生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
申 請 者 氏 名		年 月 日	
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード	
個 人 番 号 カ ー ド の 効 力		有効 ・ 失効	

写真

6か月以内に撮影
無帽・正面上三分身
無背景
30×24mmの写真貼付

受けていた免許又は現に受けている運転経歴証明書	氏 名 カ ナ											生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名													
	通 称 名													
	旧 姓 名													
	住 所													
	免 許 証 番 号		有効	年 月 日	交付	年 月 日		公安委員会						
	免 許 情 報 記 録 番 号			年 月 日	記録	年 月 日		公安委員会						
	運 転 経 歴 証 明 書 番 号					交付	年 月 日		公安委員会					
	運 転 経 歴 情 報 記 録 番 号					記録	年 月 日		公安委員会					
	二 小 原	免許の種類							備考					
	そ の 他													
	二 種													
	運 転 者 区 分													
照 会 番 号														
条 件														

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 令和
氏 名			
住 所		性別	男 ・ 女

納 付 欄

暗証番号

備考欄

代 理 申 請 者		続 柄	
-----------	--	-----	--

登録欄	点検欄

(規格 A 4)

第21号様式の 4 （第33条の 3 関係）

運転経歴証明書記載事項変更等届

三重県公安委員会 殿

届 出 年 月 日	年 月 日			
フリガナ			生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
届 出 者 氏 名				

代 理 届 出 者			続 柄	
-----------	--	--	-----	--

現に受けている運転経歴証明書

氏 名 カ ナ											生 年 月 日	年 月 日		
氏 名														
通 称 名														
旧 姓 名														
住 所														
運転経歴証明書番号											交付	年 月 日		公安委員会
運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
二 小 原		免許の 種類								備考				
そ の 他														
二 種														
運 転 者 区 分														
運 照 会 番 号														
条 件														

太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ											生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 令和
氏 名												
住 所											性別	男 ・ 女

備考欄

登録欄	点検欄

(規格 A 4)

第21号様式の 5 （第33条の 4 関係）

運転経歴証明書再交付申請書

三重県公安委員会 殿

申 請 年 月 日	年 月 日		
フリガナ		生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
申 請 者 氏 名		年 月 日	
再 交 付 理 由	1 亡失、滅失、汚損又は破損 2 記載事項変更又は写真変更 3 その他（ ）		
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード	
個 人 番 号 カ ー ド の 効 力		有効 ・ 失効	

写真

6か月以内に撮影
無帽・正面上三分身
無背景
30×24mmの写真貼付

現に受けている 運転経歴証明書	氏 名 カ ナ											生 年 月 日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号											交付	年 月 日	公安委員会	
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日	公安委員会	
	二 小 原		免 許 の 種 類								備 考				
	そ の 他														
	二 種														
運 転 者 区 分															
運 照 会 番 号															
条 件															

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	昭和 年 月 日
氏 名		平成 年 月 日	
住 所			性 別 男 ・ 女

納付欄

備考欄

代 理 申 請 者		続 柄	
-----------	--	-----	--

登録欄	点検欄

(規格 A 4)

第二十一号様式の五の次に次の二様式を加える。

第21号様式の6（第34条関係）

運転経歴証明書返納届

三重県公安委員会 殿

届 出 年 月 日	年 月 日		
フリガナ		生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
届 出 者 氏 名		年 月 日	

現に受けている運転経歴証明書	氏 名 カ ナ											生 年 月 日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号											交付	年 月 日	公安委員会	
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日	公安委員会	
	二 小 原			免許の種類							備考				
	そ の 他														
	二 種														
	運 転 者 区 分														
	照 会 番 号														
条 件															

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日 令和
氏 名			
住 所		性別	男 ・ 女

備考欄

代 理 届 出 者		続 柄	
-----------	--	-----	--

登録欄	点検欄

(規格A4)

第21号様式の7（第35条関係）

運転経歴情報抹消届

三重県公安委員会 殿

届 出 年 月 日	年 月 日		
フリガナ		生 年 月 日	電話番号（自宅・携帯等）
届 出 者 氏 名		年 月 日	

現に受けている運転経歴証明書	氏 名 カ ナ											生年月日	年 月 日		
	氏 名														
	通 称 名														
	旧 姓 名														
	住 所														
	運転経歴証明書番号											交付	年 月 日		公安委員会
	運転経歴情報記録番号											記録	年 月 日		公安委員会
	二 小 原		免許の 種類								備考				
	そ の 他														
	二 種														
運 転 者 区 分															
運 照 会 番 号															
条 件															

記載事項を変更する場合は、太枠内に変更する内容を記入してください。

フリガナ		生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
氏 名				
住 所				性別 男・女

備考欄

代理届出者		続 柄	
-------	--	-----	--

登録欄	点検欄

(規格A4)

第十二号様式の十九を次のように改める。

第25号様式の19（第37条の14関係）

特定任意講習受講申請書 年 月 日 三重県公安委員会 殿 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習を受講したいので申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>		住 所		氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所							
氏 名							
生 年 月 日	年 月 日						
収入証紙貼付け欄							

備考 運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新を申請した日前6月以内に特定任意講習を受講した人は、更新時講習を受ける必要がありません。

（規格A4）

附 則

- この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、令和七年三月二十九日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年三月十八日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第三号

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

公安委員会関係三重県情報公開条例施行規則（平成十三年三重県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（情報公開の事務の取扱日時） 第一条の二 情報公開に関する事務を円滑に遂行するため、三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前八時三十分から午後四時までの時間に、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱う。	（情報公開の事務の取扱日時） 第一条の二 情報公開に関する事務を円滑に遂行するため、三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前八時三十分から午後五時十五分までの時間に、公文書開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱う。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 153 号

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同項の規定により計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度に係る監査から適用する。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及びその附属明細書が作成されているかどうかについて監査を受けることとする。

三重県告示第 154 号

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項（平成 27 年三重県告示第 631 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、令和 6 年度の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県告示第 155 号

私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条第 4 号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度に係る書類の提出から適用する。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

三重県告示第 156 号

三重県私立学校審議会委員の定数の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県私立学校審議会委員の定数の一部を改正する告示

三重県私立学校審議会委員の定数（平成 17 年三重県告示第 515 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号） <u>第 9 条第 1 項</u> の規定により、三重県私立学校審議会委員の定数を 12 人と定めます。 三重県私立学校審議会委員の定数（昭和 52 年三重県告示第 272 号）は、廃止します。	私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号） <u>第 10 条第 1 項</u> の規定により、三重県私立学校審議会委員の定数を 12 人と定めます。 三重県私立学校審議会委員の定数（昭和 52 年三重県告示第 272 号）は、廃止します。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

三重県告示第 157 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県総合文化センター及び三重県立美術館の県民ギャラリーの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県総合文化センターの利用料金の承認（令和 2 年三重県告示第 158 号）は、令和 7 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定管理者

公益財団法人三重県文化振興事業団

理事長 伊藤 歳恭

2 利用料金の額

(1) 三重県総合文化センター

ア 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区 分				金 額（円）		
				午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
大 ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	64,070	96,100	128,510
			一部使用（客席のうち 1 階部分のみを使用することをいう。以下同じ。）のとき	40,040	59,790	80,090
			その他のとき	42,710	64,070	85,430
			一部使用のとき	26,690	40,040	53,390
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	85,430	128,150	170,860
			一部使用のとき	53,390	80,090	106,790
			その他のとき	64,070	96,100	128,150
			一部使用のとき	40,040	59,790	80,090

		入場料の額が 3, 001 円以上 5, 000 円以下の場合		106, 790	160, 190	213, 580
		一部使用のとき		66, 210	99, 310	132, 410
		入場料の額が 5, 001 円以上の場合		128, 150	192, 220	256, 310
		一部使用のとき		80, 090	120, 140	160, 190
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	32, 030	48, 050	64, 070
			一部使用のとき	20, 020	29, 890	40, 040
			その他のとき	21, 350	32, 030	42, 710
	一部使用のとき		13, 340	20, 020	26, 690	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1, 000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	80, 090	120, 140	160, 190
			一部使用のとき	49, 650	74, 210	99, 310
			その他のとき	53, 390	80, 090	106, 790
			一部使用のとき	33, 100	49, 650	66, 210
		入場料の額が 1, 001 円以上 3, 000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	106, 790	160, 190	213, 580
			一部使用のとき	66, 210	99, 310	132, 410
			その他のとき	80, 090	120, 140	160, 190
			一部使用のとき	49, 650	74, 210	99, 310
		入場料の額が 3, 001 円以上 5, 000 円以下の場合		133, 480	200, 240	266, 980
		一部使用のとき		82, 760	123, 880	165, 520
		入場料の額が 5, 001 円以上の場合		160, 190	240, 280	320, 380
		一部使用のとき		99, 310	148, 970	198, 630
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	40, 040	60, 070	80, 090
			一部使用のとき	24, 820	37, 100	49, 650
			その他のとき	26, 690	40, 040	53, 390
一部使用のとき			16, 550	24, 820	33, 100	
中ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1, 000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	32, 030	48, 050	64, 070
			その他のとき	21, 350	32, 030	42, 710
		入場料の額が 1, 001 円以上 3, 000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	42, 710	64, 070	85, 430
			その他のとき	32, 030	48, 050	64, 070
		入場料の額が 3, 001 円以上 5, 000 円以下の場合		53, 390	80, 090	106, 790
		入場料の額が 5, 001 円以上の場合		64, 070	96, 100	128, 150
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	16, 010	24, 020	32, 030
			その他のとき	10, 670	16, 010	21, 350
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1, 000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	40, 040	60, 860	80, 090
			その他のとき	26, 690	40, 570	53, 390
		入場料の額が 1, 001 円	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	53, 390	81, 150	106, 790

		以上 3,000 円以下の場合	その他のとき	40,040	60,860	80,090	
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			66,740	101,450	133,480
		入場料の額が 5,001 円以上の場合			80,090	121,740	160,190
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	20,020	30,430	40,040	
			その他のとき	13,340	20,280	26,690	
小ホール	平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	9,600	14,410	19,210	
			その他のとき	6,400	9,600	12,810	
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	12,810	19,210	25,620	
			その他のとき	9,600	14,410	19,210	
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			16,010	24,020	32,030
		入場料の額が 5,001 円以上の場合			19,210	28,830	38,430
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	4,800	7,200	9,600	
			その他のとき	3,200	4,800	6,400	
	土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が 1,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	11,210	17,620	24,020	
			その他のとき	7,470	11,740	16,010	
		入場料の額が 1,001 円以上 3,000 円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	14,950	23,480	32,030	
			その他のとき	11,210	17,620	24,020	
		入場料の額が 3,001 円以上 5,000 円以下の場合			18,670	29,360	40,040
		入場料の額が 5,001 円以上の場合			22,410	35,240	48,050
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	5,600	8,810	12,010	
			その他のとき	3,730	5,870	8,000	
第 1 リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			8,530	12,810	17,080
		その他の場合			4,260	6,400	8,530
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			10,670	16,010	21,350
		その他の場合			5,330	8,000	10,670
第 2 リハーサル室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			6,400	9,600	12,810
		その他の場合			3,190	4,790	6,400
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			7,470	11,740	16,010
		その他の場合			3,730	5,860	8,000
大ホール	楽屋 1 及び楽屋 2			2,120	3,190	4,260	
	楽屋 3 から楽屋 8 まで			740	1,050	1,480	
	楽屋 9			1,810	2,660	3,620	
	楽屋 10			1,270	1,910	2,550	
中ホール	楽屋 11			740	1,050	1,480	

ール	楽屋 12 及び楽屋 13	2, 120	3, 190	4, 260
	楽屋 14 から楽屋 18 まで	740	1, 050	1, 480
	楽屋 19	410	630	840
	楽屋 20	1, 380	2, 120	2, 770
小 ホール	楽屋 21 及び楽屋 22	740	1, 050	1, 480
	楽屋 23	510	760	1, 020
	楽屋 24	590	900	1, 190
	ワークショップ	2, 040	3, 070	4, 080

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち 1 人当たりの最高額をいう。
- 2 午前 9 時から午後 5 時まで、午前 9 時から午後 10 時まで又は午後 1 時から午後 10 時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間 30 分（30 分未満のときは 30 分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の 30 分当たりの額に 1.2 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）別表第 3 に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

イ 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分				金額（円）		
				午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
第 1 ギャ ラリー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	44,840	57,660	57,660
			その他の場合	14,950	19,210	19,210
		2 分の 1 使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	22,410	28,830	28,830
			その他の場合	7,470	9,600	9,600
	土曜日、 日曜日及 び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	54,460	68,880	68,880
			その他の場合	18,150	22,950	22,950
		2 分の 1 使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	27,220	35,240	35,240
			その他の場合	9,070	11,740	11,740
第 2 ギャ ラリー	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		32,030	40,040	40,040
		その他の場合		10,670	13,340	13,340
	土曜日、 日曜日及 び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		38,430	48,050	48,050
		その他の場合		12,810	16,010	16,010
レセプシ ョンルーム	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		17,930	23,050	23,050
		その他の場合		8,960	11,520	11,520
	土曜日、 日曜日及 び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		35,240	46,450	46,450
		その他の場合		17,620	23,220	23,220
大会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			17,930	20,920	20,920
	その他の場合			8,960	10,450	10,450
中会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			8,100	9,600	9,600
	その他の場合			4,050	4,790	4,790

小会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,690	5,120	5,120
	その他の場合	2,340	2,550	2,550

備考

- 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

ウ 三重県生涯学習センター

区分		金額（円）		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,670	14,790	14,790
	その他の場合	6,320	7,380	7,380
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	12,100	14,120	14,120
	その他の場合	6,040	7,060	7,060
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	6,260	7,160	7,160
	その他の場合	3,130	3,580	3,580
4階小研修室1	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,020	4,920	4,920
	その他の場合	2,010	2,460	2,460
4階小研修室2	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	3,680	4,490	4,490
	その他の場合	1,840	2,240	2,240
2階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	4,020	4,920	4,920
	その他の場合	2,010	2,460	2,460

備考

- 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

エ 三重県男女共同参画センター

区分				金額（円）		
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
多目的 ホール	平日	入場料を徴収しない 場合及び入場料の額 が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	9,600	14,410	14,410
			その他のとき	6,400	9,600	9,600
		入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	12,810	19,210	19,210
			その他のとき	9,600	14,410	14,410
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		16,010	24,020	24,020
		入場料の額が5,001円以上の場合		19,210	28,830	28,830
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	4,800	7,200	7,200

			その他のとき	3,200	4,800	4,800
	土曜日、 日曜日 及び休日	入場料を徴収しない 場合及び入場料の額 が1,000円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする 催物のとき	11,210	17,620	17,620
			その他のとき	7,470	11,740	11,740
		入場料の額が1,001 円以上3,000円以下 の場合	営利又は宣伝を目的とする 催物のとき	14,950	23,480	23,480
			その他のとき	11,210	17,620	17,620
		入場料の額が3,001円以上5,000円以下の場合		18,670	29,360	29,360
		入場料の額が5,001円以上の場合		22,410	35,240	35,240
		準備及び練習の場合	営利又は宣伝を目的とする 催物のとき	5,600	8,810	8,810
			その他のとき	3,730	5,870	5,870
特別会議室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			4,690	5,760	5,760
	その他の場合			2,340	2,880	2,880
セミナー室A	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			9,170	10,880	10,880
	その他の場合			4,580	5,430	5,430
セミナー室B	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			4,260	4,900	4,900
	その他の場合			2,120	2,450	2,450
セミナー室C	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			9,170	10,880	10,880
	その他の場合			4,580	5,430	5,430
セッションルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			880	1,010	1,010
	その他の場合			440	500	500
生活工房	全部使用	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合		11,310	13,020	13,020
		その他の場合		5,650	6,500	6,500
	3分の2使用	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合		7,670	8,960	8,960
		その他の場合		3,830	4,480	4,480
	3分の1使用	営利又は宣伝を目的とする 催物の場合		3,830	4,480	4,480
		その他の場合		1,910	2,240	2,240
和室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			3,620	4,260	4,260
	その他の場合			1,810	2,120	2,120
茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			6,930	8,000	—
	その他の場合			3,460	4,000	—
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合			4,900	5,550	5,550
	その他の場合			2,450	2,770	2,770

備考

- 1 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち1人当たりの最高額をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで、午前9時から午後9時まで又は午後1時から午後9時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 3 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 4 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額に1.2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、上記の額が三重県総合文化センター条例別表第3に掲げる額を超えるときは、同条例に掲げる額とする。

る。

オ 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

1 平方メートル当たり 1 年間につき 40,330 円

備考

- 1 利用する面積が 1 平方メートル未満の場合は、1 平方メートルとする。
- 2 金額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

カ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所

区分		金額（円）		
		午前 9 時から 正 午 ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
祝祭広場	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,570	2,090	2,090
	その他の場合	780	1,040	1,040
知識の広場	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	1,570	2,090	2,090
	その他の場合	780	1,040	1,040
その他の場所（1 平方メートル当たり）		1 年間につき 40,330		

備考

- 1 祝祭広場及び知識の広場の利用において、参加者整列、撮影等の場合は無料とする。
- 2 その他の場所については、利用する面積が 1 平方メートル未満の場合は、1 平方メートルとする。
- 3 金額に 10 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

キ センターの附属設備及び備品

(ア) 空調設備

ホール名	単位	金額（円）	
		三重県文化会館	三重県男女共同参画センター
大ホール	1 時間	4,260	—
中ホール	1 時間	3,190	—
小ホール	1 時間	1,050	—
多目的ホール	1 時間	—	1,050

(イ) 附属設備

設備名	単位	金額（円）
		三重県文化会館 三重県生涯学習センター 三重県男女共同参画センター
(舞台設備)		
オーケストラピット（大ホール 1）	1 式	5,330
オーケストラピット（大ホール 2）	1 式	5,330
オーケストラピット（中ホール）（脇花道を含む。）	1 式	8,530
音響反射板（大ホール）	1 式	8,530
音響反射板（中ホール）	1 式	5,330
舞台せり（大）	1 式	3,190
舞台せり（小）	1 式	1,050
スライディング	1 式	5,330
回り舞台	1 式	5,330
美術バトン	1 本	410
平台	1 坪	210
演台（大）（花台を含む。）	1 式	1,050
演台（中）（花台を含む。）	1 式	520
司会台	1 台	310

長机	1 台	100
折り畳み椅子	1 脚	50
オーケストラ用椅子	1 脚	100
式典用椅子	1 脚	310
所作台	1 式	8, 530
仮設能舞台	1 式	16, 010
松羽目	1 式	2, 660
竹羽目	1 式	2, 660
地がすり（黒色）	1 式	3, 190
地がすり（灰色）	1 式	3, 190
バレエマット	1 式	5, 330
吊下げ式スクリーン	1 枚	2, 090
定式幕	1 式	5, 330
白紗幕（英国紗）	1 枚	2, 120
黒紗幕（英国紗）	1 枚	2, 120
灰紗幕（英国紗）	1 枚	2, 120
リアスクリーン	1 枚	5, 330
ジョーゼット幕	1 列	5, 330
バック幕（波紗幕）	1 枚	5, 330
ドロップ（山景色）	1 枚	5, 330
ドロップ（川景色）	1 枚	5, 330
ドロップ（波景色）	1 枚	5, 330
金屏風	1 双	2, 120
銀屏風	1 双	2, 120
上敷	1 坪	210
和太鼓（二尺丸台付）	1 台	1, 050
毛せん（緋）	大	1, 570
毛せん（緋）	小	420
毛せん（紺）	大	1, 570
毛せん（紺）	小	420
赤布	1 坪	100
高座座布団	1 枚	210
長座布団	1 枚	210
ドライアイスマシン	1 台	2, 120
（楽器）		
ピアノ（スタインウェイ） （大ホール・中ホール）	1 台	13, 880
ピアノ（スタインウェイ） （小ホール・リハーサル室）	1 台	6, 400
ピアノ（ベーゼンドルファー）	1 台	13, 880
ピアノ（ヤマハ）	1 台	6, 400
ピアノ（カワイ）	1 台	6, 400
アップライトピアノ	1 台	1, 050
電子ピアノ	1 台	1, 050
ピアノ足台	1 台	300
チェレスタ	1 台	5, 330

ポジティブオルガン	1 台	10, 670
チェンバロ	1 台	10, 670
ハープ	1 台	5, 330
チャイム	1 台	2, 120
ティンパニ	1 式	3, 190
ドラムセット	1 式	1, 040
ギターアンプ	1 台	520
ベースアンプ	1 台	520
バスドラム	1 式	1, 010
指揮台 (2 段式)	1 式	520
譜面台 (折り畳み式)	1 台	50
譜面台 (スタンド式)	1 台	100
譜面灯	1 灯	50
ベース椅子	1 脚	210
(照明設備)		
スポットライト (ギャラリーを除く)	1 k w	210
スポットライト (ギャラリー)	1 台	60
ピンスポットライト (3 k w)	1 台	2, 120
ピンスポットライト (2 k w)	1 台	1, 050
ピンスポットライト (1 k w)	1 台	520
マルチストロボ	1 台	1, 050
スモークマシン	1 台	2, 120
持込照明電源使用料	1 k w	150
(音響設備)		
拡声装置 (大ホール又は中ホール)	1 式	2, 660
拡声装置 (小ホール又は多目的ホール)	1 式	1, 050
マイク	1 本	520
録音再生装置	1 台	520
移動用ミキサー	1 台	2, 090
音響効果機器	1 台	1, 040
移動用ダイレクトボックス	1 台	620
移動用スピーカ (大)	1 台	2, 090
移動用スピーカ (小)	1 台	1, 040
三点吊装置	1 式	410
ポータブルワイヤレスシステム	1 式	1, 050
持込音響電源使用料	1 k w	150
(映写設備)		
オーバーヘッドカメラ	1 台	1, 050
ビデオプロジェクター	1 式	2, 120
モニターテレビ	1 台	500
(その他)		
持込機材電気使用料	1 k w	150
A Vシステム (A)	1 式	2, 120
A Vシステム (B)	1 式	1, 050
茶器 (茶室・和室)	1 式	3, 050

ノート型パソコン	1 台	1, 040
仮設ステージ	1 台	310
丸テーブル（大）	1 台	310
丸テーブル（小）	1 台	150
可動式スクリーン	1 台	500
ホワイトボード	1 台	300
T字スタンド	1 本	300
展示パネル（1 ラック）	10 枚	1, 520
展示パネル	1 枚	200
サインスタンド（大）	1 台	1, 250
サインスタンド（中）	1 台	1, 040
サインスタンド（小）	1 台	520

備考

- 1 空調設備の利用の時間が1時間未満であるときは、当該利用の時間は1時間とし、利用の時間に1時間未満の時間があるときは、当該1時間未満の時間は切り捨てとする。
- 2 附属設備の利用料金は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後9時（大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあっては午後10時）までの各時間帯における利用料金とする。ただし、茶器（茶室・和室）の利用料金は、午前9時から午後5時までの利用料金、サインスタンドの利用料金は、午前9時から午後9時（大ホール、中ホール、小ホール及びリハーサル室にあっては午後10時）までの利用料金とする。

(2) 三重県立美術館

県民ギャラリー

施設名	使用区分		金額（円）		
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
県民 ギャ ラリー	全部使用（430 平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	9, 900	13, 200	22, 000
		観覧料又は入場料を徴収する場合	14, 850	19, 800	33, 000
	部分使用（253 平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	7, 150	9, 350	15, 950
		観覧料又は入場料を徴収する場合	10, 720	14, 020	23, 920
	部分使用（177 平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	4, 950	6, 600	11, 000
		観覧料又は入場料を徴収する場合	7, 420	9, 900	16, 500

備考

- 1 施設には、付帯する設備を含むものとする。
 - 2 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは、30分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の30分当たりの額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
 - 3 入場料とは、入場料以外に会費等これに類するものを含むものとする。
- 3 利用料金の承認年月日
令和7年3月18日
- 4 利用料金の適用年月日
令和7年4月1日

三重県告示第158号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和7年3月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 7 月 26 日 第 45 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重ホセキ販売株式会社	代表取締役社長 松田 英明	三重県津市垂水字中境 499 番地

3 休止又は廃止の別

廃止

4 廃止年月日

令和 7 年 1 月 1 日

5 廃止しようとする業務

登録検査機関の業務

三重県告示第 159 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

木曾岬加入区

三重県告示第 160 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

錦加入区

三重県告示第 161 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

長島町加入区

三重県告示第 162 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

海山加入区

三重県告示第 163 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

須賀利加入区

三重県告示第 164 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

尾鷲加入区

三重県告示第 165 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

尾鷲南加入区

三重県告示第 166 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

熊野加入区

三重県告示第 167 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

桑北加入区

三重県告示第 168 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
株式会社百五銀行	四日市西支店 松本プラザ出張所	四日市市松本 2 丁目 6 番 25 号	令和 7 年 3 月 24 日
	名張支店 桔梗が丘プラザ出張所	名張市桔梗が丘 1 番町 2 街区 11 番地	

三重県告示第 169 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社百五銀行	松本支店	四日市市松本 2 丁目 6 番 25 号	四日市市安島 1 丁目 4 番 1 号(四日市西支店内)	令和 7 年 3 月 24 日
	桔梗が丘支店	名張市桔梗が丘 1 番町 2 街区 11 番地	名張市夏見 3224 番地 3 (名張支店内)	

公 告

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種(A・B 類疾病)の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
室伏 佑香	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
山内 かおみ	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
家田 大輔	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
山田 直史	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
西原 恵司	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
牧野 克俊	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
下高原 優樹	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
安達 花風	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
山本 篤志	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
岡島 諒	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
近藤 千夏	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
稲井 由佳	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
横山 実咲	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
山中 萌奈	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
杉本 亮	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
稲本 誠也	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
荒木 琢登	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
陳山 星竜	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
馬宮 唯	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
石川 真帆	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
前村 果穂	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
若林 雅樹	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
慈幸 裕高	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
松川 めぐみ	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
岡田 貴行	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
梅田 靖之	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
渡辺 栄也	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
堀田 康広	桑名メディカルクリニック 桑名市大山田 1-7-8
千賀 通晴	せんが内科・循環器クリニック 桑名市中央町 1 丁目 32-2
森山 智仁	森山クリニック 桑名市長島町松ヶ島 21
森 尚太郎	もりえい病院 桑名市内堀 28-1

福島	諒奈	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
岡	直樹	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
山本	乾人	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
伊藤	佑亮	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
小川	美波	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
木村	政紀	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
武田	泰子	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
武田	裕	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
柴田	直史	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
磯谷	正彦	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
青木	聡一郎	とういん内科・ハートクリニック	員弁郡東員町長深 885-1
伊藤	憲昭	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
松林	陽	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
井上	敬章	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
古濱	健夫	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
松本	崇宏	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
野尻	圭一郎	のじり内科消化器内科	員弁郡東員町城山 1-23-1
野尻	秋彦	のじり内科消火器内科	員弁郡東員町城山 1-23-1
馬淵	正綱	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
田代	崇	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
村井	由香里	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
糸井	達哉	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
奥山	圭介	四日市徳新会病院	四日市市久保田 2-1-2
吉原	彰宏	四日市徳新会病院	四日市市久保田 2-1-2
山田	憲隆	四日市徳新会病院	四日市市久保田 2-1-2
高畠	貢	四日市徳新会病院	四日市市久保田 2-1-2
豊田	國彦	四日市徳新会病院	四日市市久保田 2-1-2
花林	昭裕	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
伊藤	公人	ひだまり内科クリニック	四日市市上海老町 1633-140
大久保	節也	主体会病院	四日市市城北町 8-1
佐野	友彦	主体会病院	四日市市城北町 8-1
竹内	隆	主体会病院	四日市市城北町 8-1
一宮	恵	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
宮内	正之	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
小川	統久	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
杉村	育生	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
藤原	研太郎	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
鈴木	賢二	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
古橋	亜沙子	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
寺尾	心一	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
位田	剣	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
増田	智広	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
二宮	隆仁	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
三宅	良明	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
武田	朋子	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1

永井	義雄	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
加藤	拓也	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
権藤	岳	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
池田	浩司	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
古橋	篤	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
岩田	昇	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
古川	亨	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
小椋	祐一郎	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
近藤	潤夫	みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1
鈴木	桜子	小野医院	四日市市川原町 34-7
井上	健太郎	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
黒田	祐輔	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
西田	圭吾	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
小村	勇二	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
上杉	佳穂	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
杉本	賢政	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
辻	優花	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
佐野	貴則	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
大久保	崇伸	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
平野	晶大	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山本	勇樹	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
伊藤	彰浩	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
岡本	大輝	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
小島	玲奈	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
石川	開誠	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
漆原	緋南	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
大西	祐芽	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
谷口	天空	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
藤井	穂乃香	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
松井	千紘	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
森田	隼矢	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
安田	飛翔	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山本	詩織	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
渡辺	理央	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
玉木	恒平	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
川西	順	鈴鹿腎クリニック	鈴鹿市安塚町 880
野村	達磨	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
大矢	和伸	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
中邑	信一郎	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
藤井	一剛	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
小田	豪将	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
戴	晃大	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
中村	洋輔	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
久保	和之	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
説田	守仁	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53

田中	しおり	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
湯浅	美鈴	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
梅澤	紘子	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
黒田	修平	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
早川	嘉彦	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
新家	麻華	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
堀内	康孝	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
前沢	忠志	みのうらレディースクリニック	鈴鹿市磯山 3-9-17
辻本	佳世	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
酒井	唯梨	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
影山	輝	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
原田	和佳	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
野呂	朱里	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
星野	優	スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F
西條	広起	スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F
藤田	豊	スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F
杉田	貴紀	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10
矢田	祐基	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10
細川	亮平	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10
青木	夕紀	村瀬病院附属クリニック	鈴鹿市神戸 3-17-30
丸山	泰貴	鈴鹿内科・呼吸器内科	鈴鹿市南玉垣町 2852-3
遠松	悟	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
橋本	直起	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
加藤	千博	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
長谷川	亮介	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
若松	亮	亀山透析クリニック	亀山市羽若町 833-5
庄司	雅子	伊東医院	亀山市野村 3-19-31
森下	みどり	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
北野	裕子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
綿重	直樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
森	琴子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
志村	真由子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
小関	詩津恵	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
吉永	千夏	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
平野	志織	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
鳥谷部	真実	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
武岡	真美	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
奥村	亜純	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
市川	瑞貴	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
筏井	亮太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
牧野	宏俊	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
小久江	友里恵	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤	大介	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174

青木	優介	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
村松	賢	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
濱野	愛	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤	翔太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
小高	紗季	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
堅田	貴大	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
川本	英嗣	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
爲田	雅彦	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
鳥羽	修平	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
中村	佳史	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
中山	祐樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
生川	貴大	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
丸山	敏司	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山崎	誉斗	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
坂崎	友則	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
真川	祥一	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山田	直史	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
岡本	幸太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
金田	倫子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
高山	恵理奈	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
高倉	翔	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
玉石	雄也	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
矢嶋	秀彬	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
加藤	麻耶	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
榎本	紗也子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
金子	修都	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
阪本	美登	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
砂田	希美	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
牧野	麻理恵	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山口	瑞希	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
松尾	浩司	まっお内科クリニック	津市河芸町一色 60-1
白倉	由隆	いこか内科	津市城山 1-17-17
金児	竜太郎	いこか内科	津市城山 1-17-17
水谷	智子	水谷ヒフ科内科クリニック	津市安東町 396-4
水谷	仁	水谷ヒフ科内科クリニック	津市安東町 396-4
水谷	花菜	水谷ヒフ科内科クリニック	津市安東町 396-4
水谷	聡	水谷ヒフ科内科クリニック	津市安東町 396-4
高橋	純哉	ヤナセクリニック	津市乙部 5 番 3 号
小倉	行雄	三重NK Tクリニック	津市栗真中山町 202 番地
中川	雅文	三重NK Tクリニック	津市栗真中山町 202 番地
武内	操	武内病院	津市一色町 215-1
塚田	哲也	武内病院	津市一色町 215-1
近藤	朋子	武内病院	津市一色町 215-1
町田	博文	武内病院	津市一色町 215-1
久米	正根	武内病院	津市一色町 215-1

近藤	好博	武内病院	津市一色町 215-1
武内	哲史郎	武内病院	津市一色町 215-1
武内	泰司郎	武内病院	津市一色町 215-1
深澤	恵児	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
村上	弘明	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
葛原	正樹	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
若林	えり子	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
原田	智哉	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
水谷	健佑	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
下村	優莉奈	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
山口	恭平	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
岩中	宗一	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
前田	ひづき	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
大植	裕之	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
大川	真駒	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
村瀬	結香	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
新井	克弥	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
市川	真太郎	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
大塚	崇之	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
木下	義也	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
豊島	侑	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
吉田	茉以	三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5
高橋	大輔	津みなみクリニック	津市久居野村町 600-2
濱口	孝幸	津痛みのクリニック	津市久居明神町 2070-2
佐藤	敏昭	津城山さとうクリニック	津市久居小野辺町 1130-7
鈴木	雅博	津生協病院	津市寿町 16-24
栗山	和可子	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
平野	哲	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
佐藤	由美	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
小野	佳希	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
福島	立盛	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
木曾	昭史	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
都築	則正	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
安次嶺	栄人	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
松林	研二	高田福祉事業協会附属診療所	津市大里野田町 1124-1
中内	佐和	遠山病院	津市南新町 17-22
紀平	憲久	レディースクリニックNORIKO	津市納所町 686-1
鈴木	典子	レディースクリニックNORIKO	津市納所町 686-1
市川	守佑	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
古崎	陽一	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
正見	勇太	宮前診療所	松阪市飯高町宮前 1104
隅本	輝	隅本整形外科	松阪市駅部田町 1720-1
光松	孝真	隅本整形外科	松阪市駅部田町 1720-1
岩田	次郎	堀江クリニック	松阪市鎌田町 234-1
山本	初実	介護老人保健施設やまゆりの里	松阪市嬉野中川町 1529-1

近藤	幸宏	あらおと整形クリニック	松阪市久保田町 5-7
和泉	信治	あらおと整形クリニック	松阪市久保田町 5-7
古橋	憲一	南勢病院	松阪市山室町 2275
水谷	周平	南勢病院	松阪市山室町 2275
大本	恭裕	介護老人保健施設カトレア	松阪市山室町 690-1
加藤	憲治	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
渡邊	純子	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
中島	英貴	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
平野	弘嗣	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
中村	俊太	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
藤村	侑	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
別府	剛志	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
加藤	伊知朗	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
伊熊	宏樹	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
伊藤	絵	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
笠井	洋佑	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
岸	誠也	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
栗山	萌子	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
笹間	達朗	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
中林	修	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
成田	光輔	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
西岡	延也	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
濱口	孝幸	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
林	佳澄	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
本郷	昭典	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
村嶋	秀市	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
矢合	哲士	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
江森	功一	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
橋本	章	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
川喜田	英司	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
青木	雅俊	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
山脇	弘二	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
村田	浩人	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
花村	典子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
濱田	和秀	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
垣本	斉	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
田中	穰	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
加藤	慎也	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
金原	弘幸	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
黒田	直起	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
河埜	道夫	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
車	武丸	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
西出	喜弥	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
田原	雄一	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
奥田	善大	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6

宮田	恵里	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
香川	久香	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
柏倉	由実	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
久留宮	隆	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
南平	麻衣	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
欠田	成人	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
澤井	翔馬	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
村上	菜々子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
船山	華奈子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
大倉	正也	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
密田	正喜仁	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
杉谷	侑亮	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
車	有紀	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
紅林	真理絵	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
野田	真理子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
渡邊	麻衣子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
北川	泰佑	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
留奥	賢	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
松井	勇人	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
山口	亜友	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
青木	柚菜	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
疇地	耕太郎	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
鈴木	翔太	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
畑中	宏太	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
水谷	香	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
矢田	貴大	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
山川	聡子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
池村	典久	桜木記念病院	松阪市南町 443-4
宇野	挙太	桜木記念病院	松阪市南町 443-4
貴志	直哉	さくらクリニック松阪	松阪市立田町字向田上 141-1
尾邊	利英	大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬 663-2
酒徳	光明	大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬 663-2
北川	晋	伊勢ひかり病院	伊勢市御薗町高向 810-1
大久保	薫	いせ在宅医療クリニック	伊勢市御薗町高向 927
松本	龍貴	まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215
大山田	純	おおやまだクリニック	伊勢市神久 2 丁目 1-15
中嶋	和仙	伊勢田中病院	伊勢市大世古 4-6-47
鈴村	諒治	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038
松尾	皇	あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102-6
平沼	修	鳥羽市立長岡診療所	鳥羽市相差町 1028-1
萩元	美季	赤坂クリニック	鳥羽市大明東町 2090-305
中村	はる香	中村クリニック	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-7
中村	佳帆	中村クリニック	鳥羽市鳥羽 4 丁目 13-7
小柳	真理子	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
小柳	孝太郎	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257

松浦	恩来	志摩こどもの城クリニック	志摩市阿児町鶴方 3009-23
近藤	力	近藤医院	志摩市阿児町鶴方 4029
嶋崎	正晃	志摩市民病院	志摩市大王町波切 1941-1
笹本	浩平	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
今井	雄一郎	名張市立病院	名張市百合が丘西 1-178
平石	友	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
北口	勝司	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
福持	皓介	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
杉野	友亮	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
岡本	敬司	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
西山	順滋	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
尾下	寿彦	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
福永	幹彦	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
竹澤	有美子	たけざわクリニック	伊賀市小田町 749-1
竹澤	健	たけざわクリニック	伊賀市小田町 749-1
宇佐美	潤	たけざわクリニック	伊賀市小田町 749-1
勝部	滉平	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
菰渕	萌	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
高松	倫己	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
中田	美里	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
中西	昭登	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
中山	俊介	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
福井	淑崇	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
福浦	竜樹	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
松尾	康平	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
前田	雅彦	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
近藤	倫世	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
森	翔	森川病院	伊賀市上野忍町 2516-7
糟谷	彰悟	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
岡戸	亮	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
福森	あゆみ	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
平野	雅子	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
石神	瑛亮	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
山中	拓也	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
辻	大生	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
市川	智教	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
加藤	宏雄	熊野病院	熊野市久生屋町 868
向原	千夏	阿田和在宅診療所	南牟婁郡御浜町阿田和 177
木村	隼大	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
川口	敦之	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
大西	賢多朗	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
大部	楓馬	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
山口	拓真	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
平山	貴寛	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
渡邊	大和	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種のうち同法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
若山 綾花	桑名市総合医療センター 桑名市寿町 3-11
坂口 友浩	伊勢田中病院 伊勢市大世古 4-6-47

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種のうち同法第 2 条第 3 項に規定する B 類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
林 清文	青木記念病院 桑名市中央町 5-7
平川 仁尚	東員病院 員弁郡東員町穴太 2400
吉武 姿子	東員病院 員弁郡東員町穴太 2400
海野 啓	いしが在宅ケアクリニック 四日市市山城町 749-37
森 俊恵	いしが在宅ケアクリニック 四日市市山城町 749-37
村井 裕美	いしが在宅ケアクリニック 四日市市山城町 749-37
孫田 みゆき	いしが在宅ケアクリニック 四日市市山城町 749-37
増井 瑞代	こもの心身クリニック 三重郡菰野町菰野 9597
大西 征司	こもの心身クリニック 三重郡菰野町菰野 9597
櫻井 英二	菰野さくら眼科 三重郡菰野町大字潤田 835-1
河合 由希子	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
北條 俊広	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
金本 一洋	菰野厚生病院 三重郡菰野町福村 75
吉澤 尚彦	いのうクリニック 鈴鹿市稲生塩屋 3-3-23
若松 泰子	さくらの森眼科 鈴鹿市岸岡町 3390
三吉 彩子	いしが在宅ケアクリニック 鈴鹿 鈴鹿市高岡町 644-2
川口 香	中京サテライトクリニック 三重支部 鈴鹿市庄野町 866
大口 愼悟	中京サテライトクリニック 三重支部 鈴鹿市庄野町 866
服部 綾子	中京サテライトクリニック 三重支部 鈴鹿市庄野町 866
高崎 亮宏	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
勝田 真衣	亀山市立医療センター 亀山市亀田町 466-1
高橋 佳紀	みずほ台クリニック 亀山市川合町 1155-9
伊藤 優希	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
中野 咲子	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
堅田 貴大	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
山下 拓也	三重大学医学部附属病院 津市江戸橋 2-174
中崎 隆弘	介護老人保健施設トマト 津市殿村 860-2
藤田 公明	藤田内科 津市乙部 16-2
蜂矢 健介	井上内科病院 津市久居井戸山町 759
岸本 智之	三重中央医療センター 津市久居明神町 2158-5

伊藤	珠野	久居病院	津市戸木町 5043
岡	知加	榑原病院	津市榑原町 777
鬼塚	俊明	榑原病院	津市榑原町 777
久能	一輝	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
金井	大樹	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
瀬木	祐樹	永井病院	津市西丸之内 29-29
刀根	小百合	堀江クリニック	松阪市鎌田町 234-1
増山	幸子	増山医院	松阪市魚町 1693
景山	拓海	南勢病院	松阪市山室町 2275
中西	敬大	南勢病院	松阪市山室町 2275
川崎	喬彬	いおうじ応急クリニック	松阪市立野町 200
穂積	健太	いおうじ応急クリニック	松阪市立野町 200
塚本	正	大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬 663-2
海野	航平	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038
中村	麗奈	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038
山田	弘之	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038
堀口	昌秀	ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496
堀井	学	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
伊藤	優太	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
海老原	賢治	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
小柳	孝太郎	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
中川	勇希	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
前田	遥	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
遠藤	啓孝	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
黒川	洸	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
黒田	真里奈	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545
山本	芳央	亀田クリニック	伊賀市ゆめが丘 3-1-2
法山	大造	上野病院	伊賀市四十九町 2888
漆谷	哲	上野病院	伊賀市四十九町 2888
前田	邦博	たけざわクリニック	伊賀市小田町 749-1
西田	誠	梨ノ木診療所	伊賀市朝屋 2284
藤川	祐基	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
味八木	郁夫	みやきりハビリテーションクリニック	熊野市久生屋町 541
川北	航平	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
谷川	智美	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師の承諾が撤回されましたので公告します。

令和 7 年 3 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
吉田 あや	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
永井 義雄	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
松原 啓太	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地
岩田 昇	ヨナハ丘の上病院 桑名市さくらの丘 1 番地

二宮	隆仁	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
竹内	大輔	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
竹田	和弘	東員病院	員弁郡東員町穴太 2400
森	智治	四日市徳洲会病院	四日市市久保田 2-1-2
織田	誠	四日市徳洲会病院	四日市市久保田 2-1-2
中塚	詔子	四日市徳洲会病院	四日市市久保田 2-1-2
山中	功二	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
山中	晃一郎	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
山中	勝馬	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
立石	昭三	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
西口	裕	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
伊藤	佳代子	山中胃腸科病院	四日市市小古曽 3-5-33
牧野	克俊	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
梅田	靖之	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
島田	康彬	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
稲葉	智哉	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
堀江	将太郎	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
寺田	有輝	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山本	篤志	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
玉石	希絵	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
宮地	志穂里	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
吉澤	尚彦	いのうクリニック	鈴鹿市稲生塩屋 3-3-23
黒部	美智子	武内病院	津市一色町 215-1
倉田	竜也	武内病院	津市一色町 215-1
南	信行	武内病院	津市一色町 215-1
佐野	實	第二岩崎病院	津市一身田町 387
伊藤	京子	津ファミリークリニック	津市押加部町 16-46
洞山	典久	ほらやま内科	津市久居元町 2327-5
田中	惇	田中内科	津市久居新町 867-2
佐々木	一夫	久居病院	津市戸木町 5043
田中	博明	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
田中	佳世	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
坪谷	尚季	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
石原	幹也	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
西岡	美喜子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
杉本	匡史	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
弓削	拓也	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
鈴木	雅大	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山本	芳樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
梅津	健太郎	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
石川	廉太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
内田	明宏	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
奥田	太郎	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
真木	晋太郎	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
小田	豪将	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174

渡辺	光	みえ医療福祉生活協同組合高茶屋診療所	津市高茶屋 5-11-48
藤田	光次	榑原温泉病院	津市榑原町 1033-4
村田	昌彦	榑原病院	津市榑原町 777
田村	猛	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
山上	温子	やまかみクリニック	津市長岡町 25-1
荒岡	律郎	介護老人保健施設トマト	津市殿村 860-2
藤田	弘史	藤田産婦人科	津市南中央 2-2
谷口	美菜子	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
日比	亨	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
柳瀬	恒範	しおりの里クリニック	津市野田 2033-1
福田	雅行	堀江クリニック	松阪市鎌田町 234-1
大野	秀和	堀江クリニック	松阪市鎌田町 234-1
井上	義夫	伊勢志摩腎クリニック松阪分院	松阪市宮町堂ノ後 153-1
西川	武友	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
北野	剛士	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
井上	隆一	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
内山	照也	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
橋本	真吾	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
森井	将基	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
河内	瑞季	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
野口	博希	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
田辺	奈津実	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
藪野	佑介	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
大森	あゆみ	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
平野	志織	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
杉野	雄一	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
鈴木	陽	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
種村	祐紀	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
山口	和摩	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
渡邊	大和	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
田中	譲	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
金丸	英樹	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
宮本	憲	大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬 663-2
宮原	豊明	宮原医院	度会郡大紀町阿曾 2270
上久保	鉄夫	上久保整形外科クリニック	名張市松崎町 1443
渡部	圭介	わたなべ整形外科医院	名張市東町 1786-4
入	彩加	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
江川	琢也	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
乙田	愛美	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
川口	晃平	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
島	悦子	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
清水	理江	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
高瀬	徹	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
竹田	英光	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
塚田	直紀	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1

原田 純直	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
福永 朋洋	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
藤井 恵可	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
藤井 光英	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
前川 有里	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
宗元 充	岡波総合病院	伊賀市上ノ庄 2711-1
花木 良	森川病院	伊賀市上野忍町 2516-7

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録しました。

令和7年3月18日

三重県知事 一 見 勝 之

登 録 番 号	生 産 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所	生 産 事 業 の 内 容				事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地
		種 穂		苗 木		
		採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木育成	
松農第 221 号	沖中造林株式会社 代表取締役 沖中 祐介 松阪市飯高町波瀬 219 番地	○		○	○	沖中造林株式会社 松阪市飯高町波瀬 219 番地
松農第 222 号	前田 健作 松阪市飯高町作滝 273	○		○	○	前田 健作 松阪市飯高町作滝 273

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和7年3月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 作業期間
令和7年1月28日から同年10月10日まで
- 作業地域
桑名市長島町浦安

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和7年3月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 作業種類
公共測量(空中写真撮影及び数値地形図作成)
- 作業地域
鈴鹿市北玉垣町、同市西玉垣町、同市南玉垣町、同市安塚町、同市末広北一丁目、同市末広北二丁目、同市末広南一丁目、同市末広南二丁目、同市末広南三丁目、同市石垣二丁目、同市野町、同市野町西一丁目及び同市末広町

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和7年3月18日

三重県知事 一 見 勝 之

- 都市計画の種類及び名称

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年3月18日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 特定役務の名称

- (1) 令和6～9年度 三重県本庁舎清掃業務委託
- (2) 令和6～9年度 三重県栄町庁舎清掃・警備業務委託
- (3) 令和6～9年度 三重県桑名庁舎清掃・警備業務委託
- (4) 令和6～9年度 三重県四日市庁舎清掃・警備業務委託
- (5) 令和6～9年度 三重県津庁舎清掃・警備業務委託
- (6) 令和6～9年度 三重県松阪庁舎清掃・警備業務委託
- (7) 令和6～9年度 三重県伊勢庁舎清掃・警備業務委託
- (8) 令和6～9年度 三重県伊賀庁舎清掃・警備業務委託
- (9) 令和6～9年度 三重県尾鷲庁舎清掃・警備業務委託
- (10) 令和6～9年度 三重県熊野庁舎清掃・警備業務委託

2 担当部局

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 三重県津市広明町13番地 | 三重県総務部管財課 |
| (2) 三重県津市広明町13番地 | 三重県総務部管財課 |
| (3) 三重県桑名市中央町5丁目71番地 | 三重県桑名地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (4) 三重県四日市市新正4丁目21番5号 | 三重県四日市地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (5) 三重県津市桜橋3丁目446番地34 | 三重県津地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (6) 三重県松阪市高町138番地 | 三重県松阪地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (7) 三重県伊勢市勢田町628番地2 | 三重県南勢志摩地域活性化局地域活性化防災室 |
| (8) 三重県伊賀市四十九町2802番地 | 三重県伊賀地域防災総合事務所地域調整防災室 |
| (9) 三重県尾鷲市坂場西町1番1号 | 三重県紀北地域活性化局地域活性化防災室 |
| (10) 三重県熊野市井戸町371番地 | 三重県紀南地域活性化局地域活性化防災室 |

3 落札者決定日

- (1) 令和7年3月4日
- (2) 令和7年3月4日
- (3) 令和7年2月27日
- (4) 令和7年2月28日
- (5) 令和7年2月28日
- (6) 令和7年2月28日
- (7) 令和7年2月28日
- (8) 令和7年3月3日
- (9) 令和7年2月28日
- (10) 令和7年3月5日

4 落札者

- (1) 三重県津市丸之内24番16号
タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
- (2) 三重県津市丸之内9番13号

丸ノ内ビル管理株式会社 代表取締役 辻井 壯男

(3) 三重県桑名市大字東汰上 581 番地 1

キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之

(4) 三重県桑名市大字東汰上 581 番地 1

キクタ総業株式会社 代表取締役 菊田 喜之

(5) 三重県津市西丸之内 24 番 14 号

近畿ビルサービス株式会社三重営業所 所長 山本 伸司

(6) 三重県四日市市芝田一丁目 2 番 13 号

三重コニックス株式会社 代表取締役 吉田 治伸

(7) 三重県津市丸之内 24 番 16 号

タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武

(8) 三重県津市丸之内 24 番 16 号

タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武

(9) 三重県熊野市有馬町字沖 238 番地 3

共同ビルサービス株式会社紀州営業所 営業所長 徳本 勇

(10) 三重県熊野市有馬町字沖 238 番地 3

共同ビルサービス株式会社紀州営業所 営業所長 徳本 勇

5 落札金額

(1) 入札価格	239,976,000 円	契約金額	263,973,600 円
(2) 入札価格	65,386,800 円	契約金額	71,925,480 円
(3) 入札価格	76,286,080 円	契約金額	83,914,688 円
(4) 入札価格	105,247,542 円	契約金額	115,772,296 円
(5) 入札価格	120,000,000 円	契約金額	132,000,000 円
(6) 入札価格	107,460,000 円	契約金額	118,206,000 円
(7) 入札価格	104,220,000 円	契約金額	114,642,000 円
(8) 入札価格	114,732,000 円	契約金額	126,205,200 円
(9) 入札価格	88,963,971 円	契約金額	97,860,368 円
(10) 入札価格	85,377,942 円	契約金額	93,915,736 円

6 決定手続 総合評価一般競争入札

7 入札公告日 令和 6 年 12 月 10 日

正 誤

令和 7 年 2 月 21 日付け三重県公報第 593 号の欄外中

ページ 誤 正

1 から 9 まで 第 581 号 第 593 号

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>